

お知らせ

## 設備投資などをした事業所に助成金を交付しています 環境経済課

産業の振興を目的に、町内で新たに事業所の設置や設備投資をした場合に助成金を交付しています。

### 【助成内容】

投下固定資産に対して課税された固定資産税の納付相当額

### 【助成期間】

操業開始後、初めて固定資産税が課税された年度を含めて3年間

### 【申請手続・問合せ先】

操業開始後、速やかに「産業振興支援事業者指定申請書」などを環境経済課に提出してください。なお、固定資産の取得時期もしくは操業開始の時期、または事業内容により助成の対象とならない場合がありますので、環境経済課までお問い合わせください。

### 【対象となる事業所】

次の①～⑥すべてを満たす法人または個人。

- ①町内に事業所を有する法人または個人。  
(新たに事業所を設置する場合も含む)
- ②平成26年1月1日までに次の投下固定資産を取得し、1年以内に操業を開始した法人または個人。  
投下固定資産の範囲  
(1) 操業開始前3年以内に取得した土地  
(2) 操業開始前1年以内に取得した建物  
(3) 操業開始前1年以内に取得した償却資産  
(耐用年数5年未満のものは除く)  
※操業開始とは、事業所の設置または償却資産などを実際の事業の用に供することをいいます。
- ③新設または増設しようとする投下固定資産の総額が1千万円以上であること。
- ④町税などに未納がないこと。
- ⑤性風俗特殊営業など助成の対象とならない事業を行っていないこと。
- ⑥事業を行うにあたり、法令や条例などに違反していないこと。

お知らせ

## 平成24年度笠松力検定を実施します

企画課

【日 時】2月17日(日) 午前10時～(受付開始 午前9時～)

【会 場】笠松中央公民館(羽島郡笠松町常盤町6)

【受検資格】キッズ 小学5・6年生  
※詳しくは事務局にお尋ねください。

初級 笠松町に興味や関心のある方

中級 初級合格者

上級 中級合格者

【出題範囲】笠松町の自然、文化、歴史、産業、観光、行政など

【検 定 料】無料

【申込期限】1月31日(木)

【申込書・テキスト】笠松町役場企画課・中央公民館・松枝公民館・総合会館・歴史民俗資料館・ふらっと笠松で配付します。また、笠松町ホームページからもダウンロードできます。

【申込方法】申込書に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①持参 申込書設置施設の窓口へ提出
- ②郵送 封書で役場企画課へ郵送
- ③FAX 役場(FAX058-387-5816)へ送信
- ④電子メール 申込書を電子メールに添付して送信

【申込・問合せ先】笠松力検定委員会事務局 ☎058-388-1113  
〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 笠松町役場 企画課  
ホームページ(<http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/kikaku/ki229.htm>)



航空宇宙産業に  
貢献する

株式会社 光製作所  
羽島郡笠松町中野  
☎387-4361

お弁当 会席料理 しゃぶしゃぶ・すき焼き

和風食房 まぼろし

笠松町北及175(町民バス「小町屋」下車0分) TEL 058-388-0980